

～ 令和 8 年 度 ～ 年 越 し 支 援 金 の ご 案 内



年越し支援金は、共同募金運動に寄せられた住民の皆様の温かい気持ちによって、支援を必要とする世帯に対し支援金を交付するものです。昨年度は 600 世帯を支援しました。

支援を必要とする場合は、別紙申請書によりご申請ください。なお、本年度の支援金額は、皆さまからの募金額と申請件数により決定します。

◆対象となる世帯◆

申請区分 A

申請区分 A

又は

申請区分 B

→ウラへ

いずれかで申請してください！

- ・ 経済的支援を必要とする世帯
- ・ 以下の【①対象条件】を全て満たし、【②対象区分】のいずれかに該当する

【①対象条件】	全ての項目に該当する世帯（当てはまる世帯）
1	令和 8 年 9 月 1 日現在、世帯員全員が藤枝市の住民基本台帳に登録されている （住民票がある場合でも、9 月 1 日時点で 3 カ月以上の入院・施設等（グループホームを含む）へ入所している人、通学のために自宅外に居住している人は対象外）
2	世帯全員の令和 8 年度の住民税が非課税である （世帯分離・2 世帯住宅・離れ住宅は同一世帯として扱います）
3	生活保護を受給していない
4	民生委員・児童委員の支援を必要としている （地区担当民生委員・児童委員へ世帯の状況を提供させていただきます。今後、必要に応じて見守りや相談等、継続的に関わりを持つことが可能である方が対象です）



はい（全ての項目に該当）

【②対象区分】	以下のいずれかの事由に該当する世帯（当てはまる世帯）
1	要介護者のいる世帯 介護保険要介護 1 ～ 5 の認定者 （要支援 1 ・ 2 を除く）のいる世帯
2	ひとり親世帯 ひとり親家庭で、児童扶養手当の受給世帯
3	身体障害児（者）のいる世帯 身体障害者手帳 1 級または 2 級所持者のいる世帯
4	知的障害児（者）のいる世帯 療育手帳 A または B 所持者のいる世帯
5	精神障害者のいる世帯 次のいずれかに該当する世帯 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級所持者がいる世帯 ・ 自立支援医療の受給者証の交付を受けている人がいる世帯
6	ひとり暮らし高齢者世帯 満 7 5 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯
7	その他の世帯 令和 7 年 1 0 月 2 5 日以後に火災や自然災害による被災等、特別な理由がある世帯

⇒ 申請区分 B は ウラへ

申請区分 B

収入が減少した等の理由により、現に生活に困窮していると認められる世帯

- 条件**：①令和8年9月1日現在、世帯員全員が藤枝市の住民基本台帳に登録されていること
- ②生活保護を受給していないこと
- ③生活が困窮している状況について、相談支援機関等（自立生活サポートセンター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、こども家庭センター等）に相談していること
- ④地区担当民生委員・児童委員に情報提供することを了承し、今後、必要に応じて見守りや相談等、継続的な関わりを持つことが可能であること

申請方法

別紙「令和8年度 年越し支援金交付申請書」にご記入のうえ、社協窓口へ持参または郵送
※FAX、Eメールによる申請は不可

《持参・郵送》 藤枝市社会福祉協議会

〒421-1131 藤枝市岡部町内谷 1400-1

《持参のみ》 藤枝市社会福祉協議会在宅福祉センター

藤枝市瀬戸新屋 83-6

締切

10月23日（金）必着 ※窓口へ持参の場合は、午後5時までとなります

！！締切日を過ぎての申請はできませんので、ご注意ください！！

- 審査を経て支援金の交付を決定した世帯には、12月中旬～下旬頃に、民生委員・児童委員が支援金をお届けする予定です。
- 申請をしてから支援金をお届けするまでの間に、病院・施設等に入院・入所し、その後、令和8年12月25日（金）までに自宅に戻る見込みのない方については、交付の決定を取り消す場合があります。

問合せ：藤枝市社会福祉協議会（地域支援係） ☎054-667-2940

